

前科による資格制限の在り方 に関する検討ワーキンググループ (第4回)

第1 日 時 令和4年3月30日(水) 自 午前10時30分
至 午前11時53分

第2 場 所 オンライン

第3 議 題 (1) 前科による資格制限の内容に係る所管省庁への照会結果について
(2) 矯正施設における資格取得に関連する職業指導や職業訓練の現状につ
いて
(3) 意見交換等

第4 議 事 (次のとおり)

前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ 第4回会議

出席者等一覧

(座長)

法務省大臣官房政策立案総括審議官 吉 川 崇

(委員) ※オンライン参加

認定特定非営利活動法人神奈川県就労支援事業者機構事務局長、保護司 竹 内 政 昭

千房株式会社社長（協力雇用主） 中 井 政 嗣

早稲田大学文学学術院教授 藤 野 京 子

(事務局等)

法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 早 湊 宏 毅

法務省刑事局刑事法制企画官 中 野 浩 一

法務省矯正局参事官 坂 元 文 彦

法務省矯正局成人矯正課企画官 川 野 道 史

法務省矯正局少年矯正課企画官 山 本 宏 一

法務省保護局参事官 中 臣 裕 之

法務省保護局更生保護振興課企画調整官 西 村 朋 子

○吉川審議官（座長） それでは、定刻になりましたので、前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループの第4回会議を開催いたします。

法務省大臣官房政策立案総括審議官の吉川でございます。本日の司会進行を務めさせていただきます。

また、本日もオンライン方式により会議を開催させていただいており、竹内先生、中井先生、藤野先生にもウェブ会議システムを通じて御出席を頂いております。音声が届かない、画像が映らないなどの不具合が生じた場合には、議事の途中でも結構ですので、その旨お知らせいただければと存じます。

続いて、本日の配付資料を確認させてください。

資料1は前科による資格制限の内容について、所管省庁に照会した結果を取りまとめたものです。資料2は前科による資格制限の内容について、ヒアリングを実施した結果をまとめたものです。

それから、資料3として前科による資格制限に関する追加照会について、資料4として少年院における職業指導について、資料5として刑事施設における職業訓練、資料6として美祿社会復帰促進センターにおける調理師資格取得に向けた取組について、それぞれまとめたものをお配りしておりますが、間違いございませんでしょうか。

これらの内容につきましては、後ほど御説明させていただきます。

それでは、1点目、前科による資格制限の内容に係る所管省庁への照会結果についてでございます。

令和3年11月から12月にかけて開催いたしました第2回及び第3回ワーキンググループでは、警備員、調理師、介護福祉士、宅地建物取引士及び看護師についてヒアリングを行いました。また、これらのヒアリング対象資格を含めたニーズ調査の結果、一定数以上の回答があった資格とそれに関連する資格について、資格制限の内容等を所管省庁に照会いたしました。その結果を整理したものをこれから事務局から御説明させていただきます。

○早淵室長 秘書課企画再犯防止推進室長の早淵でございます。よろしくお願いいたします。

私からは資料1、それから資料2について御説明申し上げます。画面でも共有させていただいております。

まず、資料1を御覧ください。

第2回の会議でも触れさせていただきましたけれども、ニーズ調査の結果を踏まえまして、一定数以上の回答があった資格とそれに関連する資格について、法務省から各所管省庁に対し、それぞれの資格制限の具体的内容等についての照会を行いました。その結果を取りまとめたものが、資料1となります。合計で35の資格を列挙しておりまして、ヒアリングを行いました警備員など五つの資格については資格名の横に「※」印を付けさせていただいております。資料の見方について簡単に御説明いたします。

まず、左から2番目の「制限内容」という欄でございます。必要的制限というのは、一定の前科があった場合には資格を与えないとするものです。これに対し裁量的制限というのは、一定の前科があった場合でも資格の付与を審査者の裁量的な判断に委ねているものです。

この右側の「制限事由」欄ですけれども、ここにはどういう前科があると資格が制限されるのかを記載しておりまして、御覧のとおり禁錮以上の刑とするものがある一方で、罰金以上の刑とするものもございます。また、本法や特定の法律と記載があるものにつきましては、前科一般によって資格を制限するのではなくて、当該資格を定める法律や業務に関連する法律に違反した場合などに、罪種による限定を付して狭い範囲の制限を設けているものです。

この右側、「制限期間」欄でございます。こちらは、制限事由となる前科がある場合に、資格の取得等が制限される期間を記載しております。例えば上から2番目の警備員では5年と記載してありますけれども、このように〇年と記載があるものについては、刑の確定から刑の執行終了後〇年を経過するまでの間制限が課されるということを示しております。

なお、資格によっては制限期間の定めがないものもあり、この表では「—（注1）」と記載しております。

いずれも裁量的制限に係る資格ですので、必ず資格取得が制限されるものではありませんけれども、この場合は表の下に注書きにありますとおり、刑法の原則に従って刑の消滅までの間、すなわち禁錮以上の刑に処せられた場合には刑の執行終了から10年、罰金刑に処せられた場合には刑の執行終了から5年を経過しない間は、少なくとも制度上は制限が課され得るという形になっております。また、建築士につきましては、やや特殊な定め方がされておりまして、詳細は注2に記載しておりますけれども、刑の執行終了後5年を経過するまでの間は必要的制限が課されます。それに加えて、禁錮以上の刑の場合には5年を経過した後も更に5年間の裁量的制限が課されるという形になっております。

最後にその右側ですが、「確認・審査主体」欄には、資格を取得しようとする者が前科に

よる制限事由に該当するか否かを確認又は審査する主体を記載しております。制限内容が裁量的となっている資格につきましては、この確認・審査主体によって資格を付与するか否かの判断が行われているということになります。

次に、併せて資料2を御覧ください。

こちらの資料は、第3回及び第4回の会議においてヒアリングを行っていただきました警備員、介護福祉士、宅地建物取引士、調理師及び看護師の五つの資格について、各所管省庁から説明があった内容を簡潔にまとめさせていただいたものです。

改めて御確認いただくということになりますけれども、これらの資格の制限の在り方もそれぞれに異なっておりまして、まず左から2番目の「資格内容」の欄についてですけれども、警備員は就業要件でありまして、正確には資格ではなくて一定の前科がある者が就業すること、その業務に就くことが制限されております。また、上から3番目の看護師と5番目の宅地建物取引士は、業務独占でありまして、この資格を持っている人のみが業務を独占的に行うことができるというものです。

それから、上から2番目の介護福祉士と4番目の調理師につきましては、名称独占とされておりまして、資格がなくても業務を行うことはできるんですけれども、その資格を名乗って業務を行うためには資格が必要というものでございます。

次に、「制限内容」の欄です。

こちらは、記載のとおり、上三つ、警備員、介護福祉士、宅地建物取引士につきましては、前科による必要的な制限が定められておりまして、かつその事由は禁錮以上とされております。他方で下の二つ、調理師と看護師につきましては、裁量的な制限でありまして、制限事由は罰金以上とされております。このように制限の内容が様々となっている背景といたしましては、各資格制限の制度がその趣旨、目的を踏まえてそれぞれに規定されているということが考えられるところです。

例えば、「制限の趣旨目的」という欄を設けておりますけれども、こちらにございますとおり、警備員については、他人の生命、身体、財産を守るという業務の適正化を図るためということ、それから上から3番目の宅地建物取引士につきましては、国民生活や企業活動の基盤かつ高額な財産である宅地建物を取り扱う業務の適正化を図るためなどとされているところです。

それから、その右の欄ですが、記載のとおり資格の確認や審査の主体も、例えば、それぞれの警備業者とされていたり、厚生労働省となっていたり、都道府県となっていたりと

様々です。

最後に一番右側の「判断基準」の欄ですけれども、裁量的制限のものについては、個別事案の内容ごとの判断と記載してございます。現時点ではこうした裁量的制限に係る資格につきまして、審査における判断基準がこれ以上には具体的に明らかでないために、この限度の記載とさせていただいているものです。

以上が照会やヒアリングによって把握しました各資格の前科による制限の内容についての御説明になります。

○吉川審議官（座長） それでは、ただいまの御説明に関連しまして私から少し補足をさせていただきます。

資料3を御覧ください。

前科による資格制限に関する追加照会の資料でございます。

事務局におきましては、先ほど御説明いたしました照会やヒアリングを行った各資格の制限内容や制限期間等をまとめた際、今後前科による資格制限の在り方を検討するに当たって更に情報が必要だと考えまして、各資格について追加の照会を行っております。

照会の内容につきましては中段以降に書いておりますけれども、必要的制限を課している資格については、必要的制限としていること自体の合理性、それから制限期間の年数の合理的な根拠などを照会しております。また、裁量的制限を課している資格につきましては、裁量の範囲やその裁量の内容を確認するため、審査の考慮要素や判断基準の詳細について各所管省庁に照会をしている次第でございます。近時これを照会いたしましたので、まだ回答が返ってきておりません。返ってき次第、それを取りまとめた上で次回の会議において更に御説明をさせていただきたいと存じます。

この点、それから先ほどの御説明に関する御質問とか御意見につきましては、後ほどの意見交換でまたお話しいただければと存じます。

それでは、引き続き進めさせていただきます。

次に、矯正施設における資格制限に関連する職業訓練や職業指導の現状について御説明をさせていただきます。

過去の会議で委員の先生方からも御質問、御指摘があったかと存じますが、いかなる資格について制限を緩和すべきか検討するに当たっては、まず矯正施設で行われている資格取得に向けた取組の現状を把握して、それとの連続性やニーズを踏まえて検討することも一つのアプローチではないかということでございます。

そこで、本日は矯正施設における職業指導や職業訓練について、矯正局の方から御説明させていただきます。

それでは、矯正局、お願いいたします。

○山本企画官 矯正局少年矯正課企画官の山本でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料4に基づきまして説明をしたいと思います。

少年院の職業指導ですが、少年たちはまだまだ成長途上にありますので、この資料にありますとおり、矯正教育全体の中の一環として職業指導を実施しているところでございます。

矯正教育には、御承知かと思いますが、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導ということで、職業指導を含めて五つの指導領域があり、その中の一つという位置付けで職業指導を実施しております。

今般、少年法改正の関係で、令和4年4月1日以降職業指導については再編をしておりますが、まずは再編前の職業指導について説明いたします。少年院の職業指導のうち、資料4中左側の職業生活設計指導は、全ての少年院の少年たちが学ぶような仕組みになっております。職業生活設計指導というのは、専門的な資格を取る以前の段階として、働くということ、あるいは職場でコミュニケーションを取ること、あるいはパソコンの基本的な操作能力といった、職業に就くための基本的な知識、あるいは能力を身に付けるということを職業生活設計指導で実施をしております。

その上で、資料4中真ん中の方ですが、自立援助的職業指導があります。これは、少年院在院者の中でも、主として知的障害、あるいは発達障害等の生きづらさを抱えている少年たちに対して、まずは情緒の安定や基本的な時間に同じ作業ができるようなことを目指して実施しているものです。また、そのような生きづらさを抱えていない少年たちについては、職業能力開発指導ということで、少し資格取得にシフトした内容を実施しているところ です。

少年法改正を踏まえまして、令和4年4月1日以降ですが、職業生活設計指導につきましては、これは基本的に全ての少年たち、働くことの基本を学ぶという点については引き続き実施をしております。自立援助的職業指導につきましては、職業生活技能向上指導ということで、どちらかというと基本的な生き方、生活の仕方という部分になりますので、職業生活設計指導の種目として再編をしております。また、今般、職業能力開発指導につきまして、大きく再編をしております、製品企画科、総合建設科や、ICT技術科という種目を設けております。

製品企画科につきましては、従前、少年院では、少年院の教官が指示したものを作ることがメインだったのですが、18歳及び19歳の特定少年が、民法上の成年になることも踏まえ、少年たちが自律的・自発的に物事を考え、そして決めていくという力を養うために、製品の企画から作成、そして販売までを考えるような職業指導にするため、製品企画科を設けております。また、総合建築科は、特定の建築の資格取得だけではなく、幅広い複数の資格取得を視野に入れて、少年院を出た後、一つの資格で失敗しても、少年が「もう自分は駄目だ」とならないように、複数の資格を取ることを主眼としております。また、ICT技術科につきましては、プログラミングの基礎を学ぶなど、時代のニーズに対応した能力の習得を目指しております。

次のページでございますが、現状で少年院で取得している資格の一覧でございます。少年院に入院した少年たちは、基本的におおむね1年前後で出院をしていきます。その中で様々な指導の一つとして職業指導を実施することから、取得できる資格についても期間等の制限がありますので、なかなかバラエティーに富んでいるとまでは言えないかもしれませんが、建築系の資格にかなり重点が置かれているような状況になっているところでございます。

現状では、令和2年の少年院出院者が約1,700人おりますが、そのうち職業指導において何らかの資格を取った者が延べ1,000人強おり、また、それ以外で資格取得講座において何らかの資格や免許を取った者は1,600人強いるという状況になっておまして、多くの少年たちは出院までの間に、何らかの資格を取得しているというのが少年院の現状というところになっております。

簡単ではありますが、少年院につきましての説明は以上でございます。

○**川野企画官** 矯正局成人矯正課企画官の川野です。刑務作業と就労支援担当をしております。

それでは、資料5、刑事施設における職業訓練について御説明させていただきたいと思っております。

まず、刑事収容施設法等の法律において、第94条第2項において職業訓練を実施し、受刑者の出所後の就労に資する訓練を実施するという規定がございます。その上で職業訓練の充実ということも大変重要でございまして、刑事施設においては円滑な社会復帰を図るために、社会の雇用情勢を見ながら訓練を実施して、出所時に雇用の受皿となる協力雇用主の方々の意見を踏まえて、順次職業訓練の改廃、見直し等を行っております。

具体的には平成23年に協力雇用主の2,544社に対するアンケートを実施しました。

その結果、この中段でございますが、協力雇用主の意見としましては、小型機械の免許の取得やフォークリフトの免許取得等の意見が出て、それをその後の予算要求を踏まえて、建設機械科の拡充やフォークリフト運転の拡充等の対応を実施している状況でございます。

オレンジ色塗りのところに書いてございます訓練定員充足率が低調な訓練については改廃を実施しておりまして、例えば平成26年に板金、機械科、印刷の廃止、停止、また平成28年には数値制御機械科、点字翻訳、令和2年には窯業科というような時代の雇用にマッチしていないものについても整理した上で、充実した職業訓練を実施しているという状況でございます。

令和3年度における職業訓練の種類ですが、まずPFI、公サ法施設を除く62の施設においては、約28種類の職業訓練を実施しております。また、PFI、公サ法施設を含めると、民間の企業の方の力を借りながら55種、66庁という形になっておりまして、様々な訓練を実施しているという状況でございます。28種の訓練においては建設機械系で9コース、サービス業系で9コース、情報処理系で3コース、農業・船舶系で3コース、製造・整備・管理系で4コースの訓練を実施している状況でございます。

その下に参ります。

職業訓練の受講者数の推移について御報告させていただきます。

受講者数の推移については、令和2年度については大体11,000人程度の受講者がいるという状況でございますが、この状況については若干減少傾向にございますが、刑務所に入ってくる受刑者の人員が減少していること、また高齢化等で訓練の対象にできない者を多く収容しているということが一つの要因として考えられると思います。

さらにその右側を見ていただきますと、職業訓練の選択の要件としましては、おおむね6つの要件がございます。

まず、一番大きなところでは受講を希望するという本人のやる気が第一というところがございます。その次に訓練期間の刑期が残っているかどうか、そのほか健康状態、収容中の生活態度、それから適性検査等の要件に合致しているかを踏まえた上で、当人に訓練を受けさせるかどうかの判断をしているというのが現状でございます。

次のページを御覧いただきたいと思っております。

刑事施設の職業訓練の現状、資格取得の状況でございます。これは令和2年度の実績値です。令和3年度についてはまだ実績ができていないので、1年前の数字になってしましますが、職業訓練の受講状況については全体で12,000人程度の者が受講し、11,3

00人程度が修了しています。700名程度の減少については、生活態度が良くなかったり、本人の申出で辞退というような状況がございまして、減少が見られます。

また、その右側の資料に見られるとおり資格の状況でございます。全体では合格者数で申しますと6,249名が何らかの資格免許を取得している状況でございます。

先ほど申し上げました職業訓練の受講状況の11,288名が訓練を修了し、資格を取った者が6,300人程度となっております。資格を取らない者の大半はビジネススキル科といって通常生活の中でエクセル、ワード等のパソコン操作の基礎学力をつけるものの訓練がおおむね3,000名程度、他にソーシャルスキル科といたしまして、社会常識を付与する社会訓練も実施しております。この訓練も特に資格を取得できるような訓練ではないのですが、出所後の生活に必要な訓練という位置付けで約2,000名程度、合計5,000名程度が資格を取得しないものの、出所後の就労において本人の知識ややる気、能力を付与、高める訓練を実施しているという状況でございます。

続きまして、3番の資格の種類でございます。

全てを読み上げることはいたしません、おおむね99の資格、免許等を取得させている状況でございます。この免許を取得した状況については、また追って御報告させていただきたいと思っております。

続きまして、次のページを見ていただきたいと思います。

資料6について御説明させていただきます。

先ほどの資料2等で調理師の資格について御報告、御説明があったと思っておりますが、刑務所内においては、美祢社会復帰促進センターにおいて調理師の資格試験合格に向けた取組を実施しております。

簡単に御説明しますと、受刑者自身が1日3食の食事を調理をする工場、これを炊事工場と言っておりますが、そこで調理業務に通算2年以上従事した者が、職業訓練を受けた後、センター内において調理師試験を受験しているという状況です。この炊事工場で基礎的な就労をした上で、そのうち炊事工場の中で調理科に参加させるという形の職業訓練を実施しております。

調理科の職業訓練において調理実習と専門的、学制的な資格勉強をした上で、調理師試験に挑むという形になっておりまして、通算2年以上の炊事工場における就労をもって、資格試験を受験し、出所後に一定期間経過後、出所した本人が調理師資格を申請し、免許を取得するという状況です。

調理師の資格については、このように出所後本人が申請し取得する、もしくは取得の要件の状況によっては資格が取れない可能性もあるという状況でございますが、もう一件ここには記載しておりませんが、刑務所内で理容、美容の資格も取得させております。この免許については、同じように施設内で職業訓練の一環として実施し、試験を受けさせます。

その試験に合格した場合については、本人の申出があれば合格した後、申請、登録という形で登録免許証が発行されます。調理師免許と違うのは、美容師、理容師には前科による資格制限がありませんので、所内においても自らがその資格を取得したいということであれば、刑務所内でも免許が取得できるという状況でありまして、資格制限というところでは随分と差があるところがございますので、出所後の就労という面では、調理師免許については大きく影響を及ぼすと感じています。

以上、簡単ではございますが、刑事施設における訓練の状況について御説明させていただきました。

○吉川審議官（座長）

先ほどの照会の結果、それから今の矯正局の御説明について、御質問、御意見等ございましたらよろしく願いいたします。時間もございますので、御質問等をしていただいて、またほかの先生方のお話を聞いた上で御意見いただいても構いませんので、気兼ねなくよろしく願いいたします。また、ほかの局部課の出席者におかれましても、御質問等ございましたら遠慮なくよろしく願いします。

○竹内委員 質問させていただきます。

資料3、事務局において追加照会をされているという話の中で、厚生労働省が所管の資格を見ていきますと、いわゆる必要的制限と裁量的制限があるものとないものとが幾つか分かれています。回答はまだなんだろうが、何がこの違いがあるのかなということで疑問があるんですけども、そちらで把握しているところで違いが分かっていたら教えてもらえればと思います。

○吉川審議官（座長） 厚生労働省と一言で申し上げましても、それぞれの資格の所管部局が多岐にわたっております。それぞれの資格の性質に応じて制限の在り方は変えているし、法律をつくったときの、あるいはその後のいろいろな情勢を踏まえて法律を改正しているとおっしゃっていただいています。更に詳細に回答願えませんかということで、今回追加照会をさせていただいている次第でございます。

○竹内委員 分かりました。

○吉川審議官（座長） 中井先生、よろしいですか。

○中井委員 ありがとうございます。

まず、一つ資料1の前科による資格制限の内容について国家公務員からありますけれども、この資格制限が決められたのはいつ頃ですか、最近この制限は改正されましたか、最近とはいつ頃のことを言われているのでしょうか。

○早渕室長 事務局から御説明申し上げます。

まず、これは資格制限がそれぞれの法律で個別に規定されておりますので、資格制限が設けられた時期もそれぞれでございます。

中井先生が今おっしゃったように、その後資格制限の内容について法改正がなされて、例えば、制限の期間を延長した事例もあるようであり、ヒアリングの中でも一部の資格についてその旨の御説明があったかと思えます。そのような意味で、網羅的に現段階で把握できているわけではないんですけれども、それぞれの資格で異なるというのが現段階でのお答えになろうかと思っています。

その上で、今追加の照会をさせていただいておりますので、各省庁からまた詳細な情報を回答いただけたところもあるかと思えますので、またそれを整理して、どのような形で御覧いただくかは検討させていただきたいと思えます。

○中井委員 ということは、随時変えているということなんですね。

○早渕室長 資格毎にリンクしてというよりは、それぞれの資格を所管している各省庁において、それぞれの業界等の関連もあるのかもしれませんが、制限期間を変えていますので、何か一つの資格について改定したから、他の資格も自動的に改正ということではなくて、それぞれの資格で異なるというのが現状かと思えます。

○中井委員 ありがとうございます。

○吉川審議官（座長） 随時というか、変えているところもあればずっと変えていないところもあると思えます。ですので、一つ一つの資格について情勢を見て随時更新をしていくとはなっていないところも多く存在するとは思えます。そういう意味で、そのとき、つくったときと今とでは情勢が違うのではないかというアプローチもこちらの方からはしなければいけないと思っているところでございます。

○中井委員 次に、少年院における職業指導というのがありますが、本年4月1日から少年法が改正されますから、未成年の年齢が17歳以下になってくるんですね。職業という資格の以前に例えば読み書き、計算ができるかどうかというようなことに重きを置くようにな

るのではないかなと思うのですが、少年院という所は2年、3年と長くいるわけではないのですから、場合によって半年、1年で出院する者たちの職業指導というのはどうなのでしょう。

○吉川審議官（座長） 矯正局、よろしいですか。

○山本企画官 少年矯正課企画官の山本でございます。よろしく申し上げます。

今回の少年法の改正によりまして、18歳及び19歳の少年も一定数少年院に引き続き入ってくるようになります。ですから、民法上は成年ですけれども、少年院に入ってくるというようなケースの少年たちも引き続き想定されるような状況でございます。

先生がおっしゃるとおり、少年院に来る少年たちの最終学歴を見ますと、6割以上は高校中退以下ですので、学力という面でかなりハンディを負っているのは間違いのないところでございます。そこで、これまで実施していた職業生活設計指導において、基本的な指導内容の中には国語や算数等も少し盛り込んでおりました。先生がよくおっしゃっているように、様々な資格を取ろうにも、学力の基礎がなければ取れないという点は、今回、我々が職業指導の見直しをする中で、様々な施設から頂いた意見を踏まえて、職業生活設計指導の中で勉強するのではなくて、先ほど御説明した指導領域の中で教科指導という領域がありますので、職業指導の端っこで勉強するのではなくて、教科指導として学ぶというような形に少し改めまして、令和4年4月1日以降取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○中井委員 今、矯正局の方々に大変御協力いただいて、たしか加古川学園ですか、公文教育を導入しようという動きがありまして、近々実施する予定です。

それから、職業訓練で調理師の資格ですが、これは美祢社会復帰促進センターで調理師の指導をしていただいて、資格取得に向けた取組をしていただいておりますが、ここでは調理実習で包丁とか扱われているんですが、実は職親プロジェクトで今度播磨社会復帰促進センターで今年の10月からたしか調理体験プログラムという形で実施する予定です。ただ、ここでは一切包丁は使えないのですね。これではただ単なる盛りつけぐらいしかできないので、こんなのは調理技術、職業訓練とは到底言えないので、その辺を考慮していただきたいと思っております。

職業訓練に参加させる選定なんですけど、まず本人の希望、これは言うまでもありませんが、その次に受刑態度が良好というのがあるのですね。この受刑態度良好というのは、これは刑務官の主観によるものなんです。

何を言いたいのかと言いますと、職業訓練させることによって受刑態度が良好になるという傾向もあるんですね。懲罰を受けている者でも職業訓練に参加することによって大変受刑態度が良好になったというのもあるわけです。その辺の刑務官の主観に左右されない見方も必要ではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○川野企画官 矯正局成人矯正課の川野です。

今最後におっしゃられた刑務官の主観という点についてはおっしゃられるとおりで、1回チャンスを与えたら本人が考え方も行動も変わるという可塑性もあると思っておりますので、なるべく出所後の働く意欲を高めさせる取組のための体制を整えているところで、今しばらくお待ちいただきたいと思えます。

○吉川審議官（座長） よろしいですかね。

○中井委員 結構です。

○吉川審議官（座長） ありがとうございます。

藤野先生、よろしいでしょうか。

○藤野委員 御説明どうもありがとうございました。

刑務所にしても少年院にしても、資格取得を考えるとときにどうせ取れないものを選定しても駄目だということで、何を取るかといったときに、現行の資格制限を頭に入れてその中で選んでいるんじゃないかと思えます。なので、もしこういう資格制限がないならばこのような資格を取らせてみたいというのがあるのかないのかを1点目にお伺いさせていただきます。

それから、刑務所に関してですが、今度刑の一本化が行われるとして、作業とさまざまな教育を混ぜながらやっていくことになるわけですが、その中で職業訓練、作業、教育の関係がどんなふうになるのかを教えていただければと思います。

○川野企画官 ありがとうございます。

まず、職業訓練の種目については有効求人倍率の高い職種について極力導入していきたいという考えでございます。その中では警備業務等について、求人が民間においては一番多いというところでございますので、できればこの資格の制限が外されるようであれば出所後の就労につながる機会、チャンスは大きくなると感じております。

ただ、こちらの資格を取得させるというのも一つなんですけど、雇用企業様のニーズも大変重要になってくると思えます。聞き及んだところだと、せっかく雇用したのにすぐ辞めたり、問題を起こしてしまったりとか、対人関係でいろいろ問題を起こしてしま

って辞めていく、もしくは企業に迷惑を掛けるというところもございますので、一概に制限を緩和したから就労が完全にうまくいくと考えてはいないところでございまして、雇用ニーズに合ったものを我々は導入して、極力受刑者にその機会を与えていくことが大事と感じております。

また、新法の関係でございますが、こちらについても新たな法律になった際にも作業と職業訓練の在り方というところでございますが、我々としては前にも雇用企業様から言われた言葉が私の耳にすごく残っているのがあって、それは受刑者を出所後納税者にするんだと、それが刑務所の役目でもあるだろうということも言われたこともあります。

そういうことでこれが民間の企業、国民の皆様方の意見の一つだなと感じております。作業と言いつつも、出所後の就労に向けて在所中にその意欲を喚起させることが我々の使命と思っておりますので、その部分は法改正をして施行が3年後となっておりますが、3年後にはしっかりした体制を整えて、刑事施設の今までの刑務作業の在り方とは若干感覚が変わってきますので、職員の意識改革、受刑者の認識も変えていく必要があると承知しており、今後そのような対応をしていきたいと思っております。

○山本企画官 矯正局少年矯正課でございます。

少年院に入る少年たちは保護処分を課せられた者として、前科による資格の制限を受けませんので、資格制限というような観点で種目を選んではおらず、先ほどお話ししましたとおり、約1年という少年院にいる期間の中で少年たちが取得できる資格、役に立つ資格は何か、というような観点から取得すべき資格を選定しているところでございます。

また、私も少年院に勤務している頃、協力雇用主の皆様から、特に少年だということだと思いますが、「資格はうちに来てから取れるから」と、「資格よりもまずは働く基本的な姿勢だとか、いろいろな物事を考える力、そういうものを少年院で養ってほしい」というお話も伺いました。今般の少年法改正に伴う職業指導の再編では、新たに製品企画科を設け、少年たちが自分で何を作ったらいいか、作ったらどうなるのかとか、先を見通す力を養うことを目指したいと思っております。

○藤野委員 ありがとうございます。

少年院や刑務所から出てきた人たちは働くことを期待されているわけですが、働きたいじゃなくて働かなきゃいけないととらえて、さらにどうせ俺たちにはこんな仕事しかないみたいなネガティブシンキングで物事を考えている人が結構多い印象を持っています。

なので、この仕事をする事でこんなふうな社会に役立っているんだとか、理想論だけ言

っていても駄目なので、世の中のニーズに合った仕事を自分がやることに意義を見出せるようにするなど、そのような方向づけをしていかないといけないのではと思います。

○吉川審議官（座長） ありがとうございます。

竹内先生、お願いします。

○竹内委員 今ほどの少年院について山本さんのお話のとおり、我々も協力雇用主さんにお会いする、いわゆる働く人の基本的なマナーが足りないということで、資格ももちろん欲しいけれども、資格よりはまず基本的なマナーだと、例えば仕事を休むときにメールでポンと送って休みます。そうじゃないだろうというのが事業者さんの意見なんですね。その辺の教育というんですか、その辺がまず重要かなということで、職業指導という意味からするとそちらの方に重点を置いてもらった方がいいのかなとは思っています。

建設関係に就職できても、いきなり朝5時起き、4時起きという話が出てくるので、施設の中で暮らしていると随分生活時間帯に違いがあるものですから、それで最初からつまずいて起きられないということで、仕事を辞めてしまうということがあるものですから、その辺の基本的なところからまず教えて教育してほしいなと強く思います。

それから、少年院の中で資格の取得の講座の中で幾つか挙がったんですけど、これは事業者側のニーズというお話なんですけれども、少年たちの希望ではなくて、事業者さんがそういう資格を取ってほしいとの要望から資格の取得が行われるという認識してよろしいのですか。

○山本企画官 少年院では、協力雇用主さんの意向、それから出院後、少年たちがどの職業を希望しているかを考慮しておりますが、建設系の仕事に就きたいという希望が非常に多いので、こうした希望を踏まえているというところがございます。

ただ、先生がおっしゃったとおり、資格取得も重要ですが、いざ出勤するときに「朝起きられなくてすぐ仕事を辞めます」ということにならないように、各少年院でも職業体験というような機会を設け、一級生になったら積極的に職業体験を実施するというのを今検討を進めていますので、少年院の中の規則正しさ以外の社会生活にどう適応するかということも検討して取り組んでいきたいと思っています。

また、少年たちが建築系を希望するという理由の一つに、これまでその仕事しか自分はやっていないし、どうせそれしかないだろうと思っているようなところも少年院で働いて非常に感じる場所です。彼らの可能性をしっかりと引き出してやるというところでききますと、中井先生がおっしゃられたように、学力をしっかりと身に付けられると、少年

が「自分もできるんだ」と感じられ、違うものにチャレンジするような意欲が湧いてくるようなことが考えられます。そのように、職業だけにとらわれず、トータルとして少年院に来た少年たちの可能性を広げることができるよう、取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

○竹内委員 ありがとうございます。

○吉川審議官（座長） 中井先生、お願いします。

○中井委員 今就労支援をやっていると思うことは、昔は協力雇用主さんというのは一部では昔私が自分が罪を犯した。今は更生して真面目に働いている。今度は社会にお返ししたいということで協力雇用主になっていただいている企業があり、そういう人たちは結構力仕事、土木・建築が多いように感じます。今職親プロジェクトの参加企業数が増えて、職業の幅が大変広がっています。

ですから、受皿が大変広がっているので、それに合った職業訓練というのは必要なのかなということで、我々がPFIを中心とした矯正施設に働きかけて、こういう職業訓練をやっていたきたいという提案を行っています。職親企業が講師になって行きますから色々と改革が始まっています。例えば笠松刑務所なんかでしたら、ホテルの一室を使ってベッドメイキングからトイレ、バスの清掃業務までやっていたいているというのものもあるようなのですが、ホテルも本当に今人手不足で大変な状況ですので、大変助かっているという声を聞きます。それから飲食業でも色々な業種がありますから、調理師技術はそんなに要らないのです。それでも、実際体験、経験させないと分からない。あるいは座学の部分でも結構いろいろ教えなければならぬ基礎的なこともたくさんあるので、そんなのも職業訓練で入りたいなと今考えております。

○吉川審議官（座長） ありがとうございます。

○川野企画官 今、中井先生の御意見にございましたとおり、受刑者はこれまで特に再犯と累犯のB指標と言われている受刑者等については、今まで一つの仕事しかやったことがない、もしくは仕事をやっていない者もたくさんいるのですが、そのような状況の中で刑務所において職場体験的な訓練をもっと展開していこうと考えております。

今までは土木関係の仕事をやっていたけれども、高齢のために腰が痛いなどの身体的な問題があって、仕事ができなくなった者もそれなりにいると思いますので、別の選択肢があるという気付きの場も作っていかないといけないなと思っております。まずは加古川刑務所と播磨社会復帰促進センターを職場体験のできる場としてスタートさせていますので、

そこから全国に様々な民間の企業の方のお力を借りながら実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、先ほど職業について、就労の関係で、刑務所も資格等の取得というよりはやりがい、やる気を起こさせるような訓練を導入していかなくてはならないと認識しております。一例で申しますとコロナが日本を震撼させた2年前、全国の民間の医療機関でマスクやガウンが足りなくなりました。その対応として医療従事者はゴミ袋に穴を開けて対応していたという状況がありました。刑務作業の中で縫製をしていましたので、医療用ガウンを作ってほしいという依頼を受けて、全国42庁の刑務所で約140万枚の医療用ガウンを縫製して各都道府県に納付したという事案がございました。

それについては、各都道府県から御礼のお言葉を頂いたとともに、受刑者も担当する刑務官も、これは国の一大事であり、我々がやらなくてはいけないということで、延長作業をしながらも実施したという実績もございました。受刑者からは、自分たちが今まで迷惑を掛けた分、少しでも力になれたことに対してうれしいという言葉がたくさん聞こえてきましたので、今後も刑務所における作業にやりがいを感じられるようなものを極力導入していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○吉川審議官（座長） ありがとうございます。

藤野先生、お願いします。

○藤野委員 2点質問があります。まず刑務所についてですけれども、情報処理系ということで、例えば情報処理技術ですとかCAD技術とかがありますよね。今は本当に情報化の社会ですから、社会のニーズは非常にあると思います。

ただ、その一方で受刑者たちの中でこういう仕事をできそうな人が何割ぐらいいるのかということです。社会のニーズとしてはあるのだけれども、実際に受刑者たちが出た後、そこに行き着けるかということ、非常に難しい感じがしないでもないのですが、そこら辺についての工夫であるとか現場感覚などがあったら教えていただきたいのが1点です。これは刑務所においてということです。

それから、今回、資格についておまとめいただいたのを拝見すると、罰金以上というのが多いわけです。今回は矯正の方に御発表いただいたわけで、おそらく罰金の人には何の働きかけもできないと思うんですけれども、それに関連して、例えば執行猶予付きの保護観察であるとか、保護観察の中で資格に対する働きかけであるとか、フォローであるとか、何かそういうことがなされているのか、そこら辺についても伺いできればと思い

ます。

○川野企画官 藤野先生、ありがとうございます。

まず、刑務所におけるパソコン系の能力が高い者がどのぐらいいるかという数字を持っておりませんので、感覚でしかお答えできないのですが、現場を見ている感覚からするとごく少数であり、トップ企業で働ける者は皆無に近いのだろうと感じております。

ただ、興味を持っている者はおりますので、そういう者に対して機会を与えるという意味では、パソコンに関する資格を取得してみないかという促しは、各施設の担当もしくは分類担当部署のキャリアコンサルタントの資格を持った専門官等が指導したり、支援したりしているという現状でございます。

○吉川審議官（座長） 保護局、何かございますでしょうか。

○西村企画調整官 保護観察中の対象者に対しては、資格が制限される職業があることは面接時に彼らに説明をしています。また、刑期の終了後、制限がかかっている資格でどうしてもその資格を取りたいということがある場合には、恩赦の制度を説明しています。

○藤野委員 例えば少年院や刑務所では何か資格を取って、それを将来につなげていこうという働きかけをしているわけです。なので同様に、例えば無職者に対してとにかく働きなさいじゃなくて、こういう資格を取ったら仕事があるんじゃないかなどと資格について何か教育をしてあげるだとか、その資格を取ることをナビゲートするような働きかけを保護観察の中でしておられますでしょうか。

○西村企画調整官 まずは職に就かせるというところに重きを置いています。職に就いた後、雇用主さんとこういう資格を取っていたらいいのではという話があるかと思います。

私どもも働く前の基礎知識ということで、今般、特定少年限定になりますが、働く前の心構えといった教育的な指導というものを来年度から導入する予定ですが、それが資格取得に直結するという内容にはなっていないというのが現状でございます。

○藤野委員 ありがとうございます。

○吉川審議官（座長） 竹内先生、お願いします。

○竹内委員 私どもは、保護観察所からそうしたケースがあるから就労支援してほしいとの依頼を受けていますが、そうしたケースのはほとんどは就労困難者です。だから、矯正施設でいろいろな資格を取ったことで、そうした資格をいかしてうまく就労できた者もたくさんいると思いますが、私のところはその中でも自力で就労までいかないという、そうしたケースの依頼になっています。例えば長期刑とか性犯とか覚醒剤常習とか、そういったケ

ースの依頼を受けるということなので、そうした人たちがどのようにすれば資格を有効に活かすことができるのかが我々が悩んでいるところです。先ほど言いましたように、少年の場合は資格よりは、まずは生活態度、就労の態度だろうということが常に感じるのですが、成人の場合は職業体験が必要かなと、我々が受けるケースでは多いというのもあるんですけども、施設の中でたくさんの資格を取ってくる人がいますが、この建設関係の資格をいかして建設関係に進むのかと思いきや、建設関係は行きません、自信がありませんという。資格は持っているだけですと述べています。介護の資格を取ったということで、希望するのかと思いきや希望しませんと。なかなか資格が有効に活かせないことが難しいところとなっています。

私の経験で長期刑の女性だったんですけど、ある施設の方で何をやろうかなということで考えていたところ、刑務官の方からあなたは長期刑だから美容師を目指したらどうですかと誘われて、経験はなかったんですけども、ちょっと面白そうだなということで飛びついたら資格を取ったということで、出所後は美容師を目指したいということで我々のところに来ましたが、長期刑だったことから協力雇用主さんを探すには苦労しましたけれども、でも現在も元気よく働いている姿を見ますと、そうした資格がそうした対象者にとっては大事だなということは、仕事をやっている中で感じているところです。

○吉川審議官（座長） 中井先生、お願いします。

○中井委員 美祢社会復帰促進センターの方でたしか農園をやっておられたと思うんですけども、実は奈良県が林業の研修生を雇用しています。正式に社員に登録されたという朗報が来たんですけども、林業だけじゃなくて今度は農業でも受け入れていこうということで、奈良県の五條市で農業に関してこれから積極的に受け入れるということでこの間発表されました。

そこに私も関わっているんですけども、農業というのは資格は要らないんですけども、専門知識というんですか、座学も含めた知識が必要です。美祢社会復帰促進センターであれば畑もありましたですから、そこで草花とか、園芸等何かいろいろできるのかなと。

また美祢社会復帰促進センターだけに限らず、今度は播磨社会復帰促進センターも多分土地はあったと思うんですけども、土に触れることで資格にはならないですが、情緒も安定していきますので提案したいと思います。

それから、先ほどお話にも出ていましたが、この間弊社で雇用した者がギャンブル依存症があり、売上げを持って行方不明になったんですけど、再度連れ戻したときに今までは、

就労意欲があって更生することによって、そのことが再犯防止につながっているということを書いていたんですけれども、その彼を世に出すと間違いなく再犯につながるなということで、再度もう一回受け入れることにしました。

そのときに改めて再犯防止はこれこのことだということに気付いたんですけれども、再チャンスを与えたにもかかわらずつい3日前ですけど、また今度は店のアルコールを盗んで売却していたということが発覚しました。盗んだお金はいずれもギャンブルでして、これをギャンブル依存症に関してどういうふうなフォローがあるのか、我々職親の中でその依存症を扱っている方に聞いて治療させようということで、解雇処分することなく、引き続き雇用しております。この頃コロナによって時間ができましたものですから、ギャンブル依存症が結構増えているようです。

一般的には協力雇用主さんというのは横串が入っていないものですから、多分心が折れて手を放そうとなるかと思います。それでは再犯につながってしまいます。だから再犯した後、どうなっているのかということも矯正も保護も一緒になって考えてほしいと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○川野企画官 矯正局成人矯正課です。

ギャンブル依存症の件につきましては、施設内においても大変問題になっている一つの事案でございます。これについては、現在のところ一般改善指導という形での働き掛けは行っている状況でございますが、それがどこまで成果があるかというのは、手元に資料や数値がないものですから何とも言い難いところです。中井先生がおっしゃられたとおり、この問題についても矯正施設内でその指導を充実させて、再犯を起ささない方向に持っていくという状況を今後作っていきたいと感じております。

○山本企画官 少年矯正課でございます。

私も何施設か勤務する中で、少年の場合まだそこまでギャンブルに依存をしているようなケースについては経験がないんですが、薬物、覚醒剤であったり、大麻であったり、これらの依存物質に依存傾向のある者、あるいは特定の地域で、沖縄方面なんですけど、少年でもかなりアルコールに依存してしまっているようなケースなども少年の中でも見受けられるところです。少年院の場合、平成27年に新しい少年院法ができた際、退院者からの相談制度が創設され、出院した後の状況について少年院の先生が相談を受ける仕組みがございます。

これは本人だけではなくて、雇用していただいた事業主の方、あるいは保護者、関係のあ

る方々、どなたでも相談していただけるような仕組みになっておりますので、少年院の中と、それから社会復帰後の連携という意味でも、我々もアピール不足などところがあるのかなと思います。退院者からの相談の制度をどんどん活用して、社会復帰後も継続的に関わっていければと思っております。

また、農業の点でございますが、新しく設けられる製品企画科には、実は農業のコースもございます。これまで少年院の教官が大根を作ろう、ジャガイモを作ろうと指定したものを作っていたのですが、新しい製品企画科の農業のコースは、少年たちが自分たちで考えて、どのような野菜を作ったらいいのだろうか、というところも考えながら、より農業に対する興味や関心を持てるような種目としてスタートしていきたいと考えているところでございます。

○中井委員 ありがとうございます。

○吉川審議官（座長） ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

照会の結果として、裁量的というのが非常に多いなというのを我々も実感として感じておりまして、この裁量的というのがある意味ハードルのそんなに高くない裁量なのであれば、先ほど藤野先生もおっしゃいましたが、そこに躊躇するというところもある程度なくなる部分もあるかと思えます。いずれにしても、表の作り方もまた考えさせていただきたいと思えますし、かつ再調査の結果も織り込みながら、また今日の矯正局からの説明にありましたように、職業訓練との相関とか、いろいろと工夫して、より一層集約した議論ができるような何らかのものを作成したいなと今日の御議論もお聞きしながら思いましたので、それを踏まえて、更に御議論いただければと思っております。

よろしゅうございますか、いつも貴重な御意見を頂きありがとうございます。我々もできる限り早く何らかの取りまとめをしたいと思っておりますので、引き続き御協力いただきたいと思えます。

今日特に議事録上非公表とすべき発言はなかったと思えますので、御発言のとおり議事録を作成させていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

（一同異議なし）

それでは、今回の会議を閉めさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

—了—